

03 金融庁(構造特区第25次 再検討要請回答).xls

管理コード	府省庁名	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁	
030010	金融庁	クラウドファンディングの規制緩和	金融商品取引法施行令第15条の7第4号	ファンド形態の投資型クラウドファンディングについては、現行の金融商品取引法の下において、第2種金融商品取引業者として金融庁に登録する必要がある(最低資本金は1,000万円)。	インターネットサービスの自由化、特にクラウドファンディングの規制緩和を図ること。	<p>【実施内容】</p> <p>インターネットを通じてベンチャー企業などが投資家から資金を調達するクラウドファンディング制度のうち、投資型については、第2種(最低資本金1,000万円)の金融商品取引業者としての登録等が必要のため、新規参入が進まず資金が円滑に供給されていないので、この要件の緩和を図る。</p> <p>【提案理由】</p> <p>長野県では、地域課題解決型ビジネスや、特産品を活用した産業の創出、地域の事業者による新たな取組などを成功させるため、創業サポート強化事業などを実施している。</p> <p>こうした新たな事業創出への取組を活性化するには、現行の資金調達手段に加え、民間による地域に根差したいわゆる「ふるさと投資」の視点を踏まえた新たな資金調達チャネル(投資手段)が重要である。</p> <p>そのためには、新たな資金調達・投資を行う事業者となる「第2種金融商品取引業者」による事業活動を活性化する必要があり、これら事業者への参入を促進するため、最低資本金などの規制緩和の早期適用を要望する。</p>	D	I	<p>規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)も踏まえ、投資型クラウドファンディングの利用促進策を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を第186回国会に提出(平成26年3月14日)するなど、投資型クラウドファンディングの利用促進に向けた制度整備に取り組んでいるところである。</p> <p>同制度整備においては、少額(発行総額1億円未満、1人当たり投資額50万円以下)の投資型クラウドファンディングのみを取り組むこと、参入要件等の緩和(第2種金融商品取引業者については、最低資本金を1,000万円から500万円に引き下げる等)を行うこととしている。</p> <p>上記のような参入要件等の緩和によって、投資型クラウドファンディングを扱う業者の新規参入が促進され、提案事項は実現されるものと考ええる。</p>		右の提案主体からの意見を踏まえ、事業実施が可能となるまでのスケジュール等について回答された。	投資型クラウドファンディングの利用促進策を盛り込んだ法律案を提出するなど制度整備に取り組んでいる旨の回答を頂いたが、本法律案に基づく参入要件等の緩和について、運用までの具体的なスケジュール、見直しについてご教示いただき、早期実施に配慮願いたい。	D	I	投資型クラウドファンディングの利用促進策を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成26年3月14日第186回国会提出)が、同年5月23日に成立し、同月30日に公布された。今後は、公布後1年以内の施行に向け、関係法令・内閣府令の整備を行う。あわせて、自主規制機関において、自主規制規則の整備が行われる予定。		1 0 1 5 0 3 0	長野県	長野県	金融庁